

保護者様

9月13日以降の学校給食について

いつも本市の学校給食の運営に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

9月13日以降の学校の教育活動は通常授業となり、午後の授業が再開されます。学校給食につきましては、9月1日以降と同様に、13日以降も通常どおり学校給食を実施いたします。

学校給食の実施に伴う学校給食費の取り扱いにつきましては、本年4月からの学校給食費の公会計化に伴い、学校給食を連続して4日以上食べない場合、停止を希望する日の8日前まで（休日等を除きます。（例）10月1日から給食を食べない場合は9月17日まで届出）に「学校給食費区分変更届」を学校に提出いただきます。学校給食は市内全校分（1日約11万食）の食材を事前にまとめて購入していることから、食材発注の都合上、学校給食費の請求をすぐに止めることができないため、このような取り扱いとなっています。

しかし、9月13日以降に GIGA 端末を活用した学習支援に参加するため、連続して4日（休日等を除きます。）以上、給食を食べない場合については、事前に学校に申請していただき、「学校給食費区分変更届」を提出いただくことで、9月13日からの学校給食費の請求を停止します。これは、本日時点で9月13日から8日前（休日等を除きます。）を過ぎてはいますが、緊急事態宣言の延長の方針を受けた取り扱いとなります。なお、9月13日以降の学校給食の停止を希望し、既に「学校給食費区分変更届」を提出いただいている保護者様につきましては、再度、同届を提出いただく必要はございません。

また、給食の提供を停止し、その後、給食を再開する場合は「学校給食費区分変更届」により、事前に再開を届け出ていただく必要があります。

保護者様におかれましては、事務手続等で御面倒をお掛けしますが、御理解、御協力くださいますようお願いいたします。なお、御不明な点等ございましたら、川崎市教育委員会事務局健康給食推進室まで御相談ください。

【問合せ先】川崎市教育委員会事務局 健康給食推進室

電話：044-200-2539／FAX：044-200-1810

※「学校給食費区分変更届」の様式は学校でお渡しするほか、川崎市のホームページからもダウンロードが可能です。

公会計化 HP <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121366.html> →



～令和3年度 学校給食費の納期限～

令和3年度	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	6月30日	8月2日	8月31日	9月30日	11月1日	11月30日	1月4日	1月31日	2月28日
対象月	4・5月分	6月分	7月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2・3月分